

# 民生委員・児童委員の活動をご存知ですか？

大正6（1917）年5月12日に民生委員制度の源と言われる「済世顧問制度（さいせいこもんせいど）」が岡山県で誕生しました。

このことに由来し、毎年5月12日を「民生委員・児童委員の日」とし、その日から1週間を「活動強化週間」と定め活動を行っています。



▲高齢者等の緊急通報システムについての研修を受講する久賀地区民生委員・児童委員

## ■民生委員・児童委員とは

民生委員法ならびに児童福祉法により国（厚生労働大臣）から委嘱を受けています。

「住み慣れた地域で誰もが安心して心豊かに暮らしつづけることができるまちづくり」のために様々な活動や暮らしに関する困りごと等の相談を受けています。

定期的に会議や研修会を開催し、資質の向上に努めています。

## ■主任児童委員とは

児童福祉法に基づき民生委員・児童委員の中から選出され、児童福祉に関する事項を専門的に担当し、家庭・学校・児童相談所等の関係機関と連携を図りながら活動します。

民生委員・児童委員は地域住民の身近な相談相手です。委員一同が心をひとつにして、いつも住民の皆さまの心のよりどころとなり、安心して生活できる地域づくりを進めていきます。

周防大島町では、111名の民生委員・児童委員と8名の主任児童委員が活動しています。困りごと・相談ごとがある場合は、遠慮なくご相談ください。相談内容に応じて適切な関係機関による支援への「つなぎ役」になります。

また、民生委員・児童委員には、公務員と同等の守秘義務が課せられていますので、安心してご相談ください。

◆問い合わせ 福祉課 ☎0820（77）5505



「簡単に儲かる!」等とつたう情報商材の広告に注意!

### 【相談】

インターネットで「ブログを書いてSNSで拡散するだけで稼げる」という広告を見つけたが、信用してもよいか。

### 【処理】

同様の相談が、全国の消費生活センターなどに多く寄せられており、高額登録料が必要だったり、指示どおりに作業しても収入にならなかつたりしたというトラブルが発生していることを伝えた。また、決して広告をうのみにせず、安易に契約しないよう助言した。

### 【ワンポイント講座】

インターネット上には、誰でも簡単に稼げるかのような表現を用いたウェブサイトや動画が氾濫しています。また、SNSやメールなどを通じて勧誘されることもあります。簡単に高額収入を得られることを強調する広告には、特に注意が必要です。契約をする前に冷静に考えましょう。取引に関して不審な点があった場合は、お金を支払う前に、最寄りの消費生活相談窓口や県消費生活センターなどに相談しましょう。

ご相談は…

柳井地区広域消費生活センター

☎0820（22）2125

山口県消費生活センター

☎083（924）0999

■問い合わせ 周防大島町商工観光課  
☎0820（79）1003